

平成 29 年度 福井県立高等学校 後期編入学者選抜実施要項

(定時制の課程および通信制の課程)

平成 29 年度福井県立高等学校の定時制の課程および通信制の課程の後期編入学者の選抜は、この要項の定めるところにより実施する。

第 1 募 集

1 募集する学校・学科

下記の学校・学科において、欠員数等に応じて募集する。

定時制の課程

学校名	学科名
丸岡	普通（昼間）
大野	普通（昼間）
鯖江※	普通（昼間・夜間）
武生※	普通（昼間・夜間）
敦賀※	普通（昼間・夜間）
若狭※	普通（昼間・夜間）
道守	普通（午前）
	普通（午後）
	普通（夜間）

通信制の課程

学校名	学科名
道守	普通

※昼間・夜間のコース選択については、事前相談で単位取得状況を確認の上、決定します。

2 応募資格

後期編入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 高等学校またはこれに準ずる学校に在籍したことがある者
- イ 高等学校に準ずる学校に在籍している者
- ウ 学校教育法施行規則第 95 条第 1 号および第 2 号のいずれかに該当する者で、平成 29 年 4 月以降に帰国あるいは入国した者

第 2 受験に関する事前相談

- (1) 編入学を志願する者（以下「志願者」という。）および保護者は、8 月 10 日（木）から 8 月 28 日（月）までの間に、志願先の高校において、出願や編入学後の教科・科目の履修等について、事前に説明を受けること。ただし、志願者が成人の場合、保護者の同伴は不要とする。
- (2) 事前相談に当たっては、志願者は、前籍校（過去に在籍していた学校あるいは現在在籍している学校。以下同じ。）において作成した「学籍および単位修得証明書（様式編入第 2 号）」および「在籍した学年の 3（4）カ年間の教育課程表」を、志願先の高校に持参する。
ただし、応募資格のウに該当する者は、前籍校における成績を証明する書類（日本語あるいは英語で作成）をもって「学籍および単位修得証明書」に代えることができる。
- (3) 志願先の高校の校長は、志願者が持参する「学籍および単位修得証明書」をもとに、応募資格を確認し、編入学後の学校生活等について相談に応じるものとする。

第3 出願

1 出願期間

- (1) 出願の受付期間は、平成29年8月29日(火)および8月30日(水)の両日とする。
- (2) 受付時間は、8月29日(火)は午前9時から午後4時までとし、8月30日(水)は午前9時から正午までとする。
- (3) 郵送により出願する場合は、出願受付期間内(ただし、8月30日(水)は正午までとする。)に到着したものに限り、受け付ける。この場合においては、受験票返送用として、あて先を記入し書留郵送に必要な切手をはった封筒を同封すること。

2 出願手続等

- (1) 出願は、一人1校1課程1学科に限る。
- (2) 志願者は、出願期間中に、次の書類を志願先の高校の校長に提出すること。
 - ア 福井県立高等学校編入学願書および受験票(様式編入第1号)
 - イ 単位修得および成績証明書(様式編入第3号)ただし、イについては、前籍校において厳封されたものであること。
- (3) 編入学願書には、入学審査料として、1,500円分の福井県証紙をはり付けること。この場合において、その証紙に消印をしてはならない。
- (4) 志願先の高校の校長は、編入学願書等の提出を受けた場合において、適正であると認めるときは、これを受理し、受験番号を付した上で、志願者に受験票を交付する。
- (5) 志願先の高校の校長は、編入学願書の受付期間中の両日、その日の受付終了後速やかに、編入学願書の受付数をファクシミリで福井県教育委員会に報告するとともに、校内に掲示する。
なお、電話等による出願者数の照会には、応じないものとする。

第4 学力検査等

1 学力検査等の実施

- (1) 編入学者選抜の資料とするため、学力検査等を実施する。
- (2) 学力検査等は、平成29年9月5日(火)に、編入学願書を提出した高校において実施する。
- (3) 定時制の課程においては、国語・英語・数学の3教科の学力検査および面接を実施し、通信制の課程においては、面接のみ実施する。

2 編入学者の選抜

志願先の高校の校長は、提出書類および学力検査等の結果を資料として、編入学者を選抜する。

3 合格者の発表

志願先の高校の校長は、平成29年9月6日(水)の午後4時に、合格者の受験番号を校内において掲示し、その後、合格者に通知するものとする。

また、合格者の決定後速やかに、合格者数をファクシミリで福井県教育委員会に報告するものとする。